

協議第31号

生活環境事業について

生活環境事業について、次のとおり提案する。

平成15年9月25日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会長 中村 功一

記

生活環境事業については、別紙のとおりとする。

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会の調整方針

NO.1

協定項目番号	198	協定項目名	生活環境事業		
調整方針		<p>1. 環境施策については、持続可能な社会の実現のため新市発足後すみやかに環境基本条例を制定する。また、条例に基づき良好な環境の保全と創造を図るための諸施策を総合的、計画的に推進する。</p> <p>2. ごみ処理については、資源循環型社会の構築をめざし、これまでの地域の取り組みを生かしながら市民、事業者、市の協働により、積極的にごみの減量化、資源化を推進する。また、ごみの収集区域及び体制は、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、収集日・収集品目等については、合併後2年以内を目途に調整する。</p>			
		1 市 4 町の 現 況			
八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	環境基本計画は、新市において策定する。
<p>【環境基本条例】</p> <p>八日市市環境基本条例 (平成10年制定)</p> <p>【環境基本計画】</p> <p>(名称) 八日市市環境基本計画 (策定期) 平成12年12月策定 (目的) 都市化の進行や大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式が定着するなかで、生活排水による水質汚濁や廃棄物、新たな環境問題を解決するため広範多岐にわたる環境保全施策を長期的な観点から総合的、計画的に推進する。</p> <p>(計画概要) 八日市市環境基本条例に基づき、循環、共生、参加、創出を基本理念とし、八日市の環境を生活環境、自然環境、田園環境、まちなみ環境、地球環境の5つに区分し環境保全施策を展開する。 また、環境問題の原因が市民生活や事業活動であることから市民、事業者、市の環境行動指針を掲げライフスタイルや事業活動を環境保全への行動へと導く。進捗状況については、毎年環境白書を作成し公表する。</p>	<p>【環境基本条例】</p> <p>該当なし</p> <p>【環境基本計画】</p> <p>該当なし</p>	<p>【環境基本条例】</p> <p>該当なし</p> <p>【環境基本計画】</p> <p>該当なし</p>	<p>【環境基本条例】</p> <p>愛東町孫子安心条例 (平成13年制定)</p> <p>【環境基本計画】</p> <p>(名称) 愛東町環境行動計画 (策定期) 平成15年3月策定 (目的) 愛東町内の大字が策定した地域環境行動計画に基づき、良好な環境の保全と創造を図るために、健全で持続可能な社会の実現に向けた環境行動計画を策定し、計画的に推進する。</p> <p>(計画概要) 「人・まち・自然がたからもの孫子につなぐ愛の田園」を環境像に掲げ、本町の特性を生かした環境の保全と創造を図るための基本目標・基本施策と具体的事業計画を定めている。 また、計画を効果的に推進するために重点プロジェクトや数値目標を設け、その進捗管理を行う。</p>	<p>【環境基本条例】</p> <p>該当なし</p> <p>【環境基本計画】</p> <p>該当なし</p>	

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会の調整方針

協定項目番号		協定項目名		生活環境事業	
198		1 市 4 町の 現 況			
八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	調整の具体的な内容
<p>【新エネルギー施策】 (名称) 八日市市地域新エネルギービジョン (策定期期) 平成14年2月策定</p> <p>(目的) 環境基本計画の掲げる理論や環境像をエネルギー利用の側面から、石油等化石資源の枯渇と地球温暖化問題に地域から対応するため具体的なプロジェクトを掲げた。</p> <p>(ビジョン概要) 本市への太陽光、太陽熱、風力、バイオマスエネルギー等の導入について市民、事業者、市のパートナーシップにより推進することが定められ、その推進の核となるボランティア団体「八日市新エネルギー推進会議」を設立しプロジェクトの推進を図る。</p>	<p>【新エネルギー施策】 該当なし</p>	<p>【新エネルギー施策】 該当なし</p>	<p>【新エネルギー施策】 (名称) 愛東町地域新エネルギービジョン (策定期期) 平成14年3月策定</p> <p>(目的) 総合計画の重点プロジェクトである「エコビレッジプラン」に基づき、環境に適合した新エネルギーの導入や省エネルギーの推進に向けて地域が一体となって環境負荷の低減に向けて取り組むために、策定した。</p> <p>(ビジョン概要) 本町における新エネルギー導入の可能性を探り、その普及に向けて短期・長期計画を掲げている。 また、確実な実行に向けた「しくみ作り」を「推進体制の設置」を計画している。</p>	<p>【新エネルギー施策】 該当なし</p>	<p>地域新エネルギービジョンは、新市の環境基本計画に掲げる理念に基づき、新市において策定する。</p> <p>地方公共団体等における新エネルギー(太陽エネルギー・風力エネルギー・バイオマスエネルギーなど)導入の促進を図ることを目的に、平成7年度からはじまった「地域新エネルギービジョン策定等事業(NEDOによる補助事業:100%補助)」は、地球温暖化を引き起こす温室効果ガスの削減という国家的目標の達成を第一義としつつ、加えて、地域振興や教育効果といった視点についても十分配慮したビジョンづくりが求められている。</p>

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会の調整方針

協定項目番号		協定項目名		生活環境事業	
198		1 市 4 町の 現 況			
八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	調整の具体的な内容
【ごみ処理施設】 可燃ごみの処理 中部清掃組合 不燃ごみの処理 中部清掃組合	【ごみ処理施設】 同 左 同 左	【ごみ処理施設】 同 左 同 左	【ごみ処理施設】 可燃ごみの処理 湖東広域衛生管理組合 不燃ごみの処理 愛知郡広域行政組合	【ごみ処理施設】 同 左 同 左	ごみの処理は、現行のとおり合併前の旧市町域で加入している組合で処理する。
【ごみの収集回数】 可燃ごみ : 週2回 不燃ごみ : 月1回原則(年21~22回)	【ごみの収集回数】 可燃ごみ : 週2回 1・2月週1回 不燃ごみ : 月1回	【ごみの収集回数】 可燃ごみ : 週2回 不燃ごみ : 月1回	【ごみの収集回数】 可燃ごみ : 週1回 不燃ごみ : 月1回 ガレキ : 年6回	【ごみの収集回数】 可燃ごみ : 週1回 不燃ごみ : 月1回 ガレキ : 年6回	可燃ごみの収集回数は、平成17年度から週2回とする。 不燃ごみ(ガレキ含む)の収集回数は、現行のとおりとする。
【粗大ごみ回収】 1. 粗大ごみは、通常個人が中部清掃組合能登川清掃センターへ直接持ち込み。 2. 金属性粗大ごみ回収は、各地区単位で実施(地区自治連合会へ補助金) 3. 粗大ごみの特別有料収集 個人で直接搬入できない人に対する対応として、特別有料収集を実施。 ・処理手数料 粗大ごみ1点につき2,000円、 2点目以降は1,500円	【粗大ごみ回収】 1. 同 左 2. 金属性粗大ごみ一斉回収(拠点回収)を年3回実施(役場が実施)	【粗大ごみ回収】 1. 同 左 2. 同 左	【粗大ごみ回収】 1. 粗大ごみ一斉回収を各集落で年1回実施。 2. 金属性粗大ごみ一斉回収を各集落で年2回実施(役場が実施)	【粗大ごみ回収】 1. 粗大ごみ一斉回収を各集落で年1回役場(拠点回収)年2回実施。	粗大ごみの処理については、現行のとおりとする。 金属性粗大ごみについては、合併時は現行のとおりとし、合併後2年以内に調整する。 粗大ごみを個人で搬入できない人に対しては、合併時に八日市市の特別有料収集の例により実施する。
【有料ごみ回収】 粗大ごみの特別有料収集 (上記に掲載)	【有料ごみ回収】 バッテリー回収(無料)	【有料ごみ回収】 消火器 500円/本	【有料ごみ回収】 タイヤ 350~2,000円/本 バッテリー 15円/kg パソコン 2,700円/台 (上記は、年1回実施)	【有料ごみ回収】 タイヤ 350~2,000円/本 バッテリー 150円/10kg (上記は、年1回実施)	有料ごみ回収としては、バッテリー・消火器を位置づけ、旧市町域単位で年1回実施する。 なお、タイヤ・パソコンの回収は行わない。 パソコンは、平成15年10月1日から資源有効利用促進法の対象。リサイクルの協力を求める。

ごみの収集・処理体制

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会の調整方針

協定項目番号		198		協定項目名		生活環境事業			
八日市市		永源寺町		五個荘町		愛東町		湖東町	
資源ごみの収集・ごみの減量・リサイクル推進体制	【アルミ缶】 該当なし (不燃ごみ回収にて対応)	【アルミ缶】 月1回 指定袋・ステーション回収	【アルミ缶】 月1回(夏季月2回) 指定袋・ステーション回収	【アルミ缶】 月1回 ステーション回収	【アルミ缶】 月1回 ステーション回収	【アルミ缶】 月1回 ステーション回収	資源回収システムについては、先進モデルにあいとうりサイクルシステム及び五個荘町の古紙回収を位置づけ、新市において拡大を図る。		
	【スチール缶】 該当なし (不燃ごみ回収にて対応)	【スチール缶】 該当なし (不燃ごみ回収にて対応)	【スチール缶】 月1回(夏季月2回) 指定袋・ステーション回収 (缶は、アルミ・スチール缶混在で回収)	【スチール缶】 月1回 ステーション回収	【スチール缶】 月1回 ステーション回収	【スチール缶】 月1回 ステーション回収 (缶は、アルミ・スチール缶混在で回収)			
	【トレー】 該当なし	【トレー】 該当なし	【トレー】 該当なし	【トレー】 月1回 ステーション回収	【トレー】 月1回 ステーション回収	【トレー】 該当なし	缶・トレー・びん・ペットボトル・古紙・古布の回収は、合併後2年以内に統一に向けて調整する。		
	【びん】 月1回 指定袋・ステーション回収	【びん】 月1回 ステーション回収 (コンテナ設置)	【びん】 月1回(夏季2回) 指定袋・ステーション回収	【びん】 月1回 ステーション回収 (コンテナ設置)	【びん】 月1回 ステーション回収 (コンテナ設置)	【びん】 月1回 ステーション回収 (コンテナ設置)			
	【ペットボトル】 月1回原則(年19~20回) 指定袋・ステーション回収	【ペットボトル】 月1回 ステーション回収 (ネット設置)	【ペットボトル】 月1回(夏季月2回) ステーション回収 (ネット設置)	【ペットボトル】 月1回 ステーション回収 (ネット設置)	【ペットボトル】 月1回 ステーション回収 (ネット設置)	【ペットボトル】 月1回 ステーション回収 (ネット設置)	古紙の行政回収は、新聞・チラシ・雑誌・段ボールの4品目とする。なお、行政回収は団体回収活動の妨げにならないよう定期回収を行う。		
	【古紙】 行政 年6回 回収 品目別・ステーション回収 集団 各種団体による回収 回収 (推進補助金を交付)	【古紙】 行政 月1回 回収 品目別・ステーション回収 (古布含む) 集団 各種団体による回収 回収 (推進補助金: 該当なし)	【古紙】 行政 月1回(品目別に隔月) 回収 品目別・ステーション回収 集団 年5回 回収 各種団体による戸別回収 (推進補助金を交付)	【古紙】 行政 該当なし 回収 集団 年2回 回収 各種団体による戸別回収 (推進補助金を交付)	【古紙】 行政 年4回 回収 各家庭で分別して回収場 所へ持参(古布含む) 集団 1回/年 回収 各種団体による戸別回収 (推進補助金を交付)	【古紙】 行政 年4回 回収 各家庭で分別して回収場 所へ持参(古布含む) 集団 1回/年 回収 各種団体による戸別回収 (推進補助金を交付)			
	【廃食油】 年1~2回 (地域婦人団体連合会) 月1回 (ボランティアグループ 「しゃぼん玉」) ・再資源化方法: バイオディーゼ ル燃料の精製及び粉石けんの製 造	【廃食油】 該当なし	【廃食油】 月1回 ステーション回収 ・再資源化方法: 粉石けんの製造	【廃食油】 月1回 ステーション回収 ・再資源化方法: バイオディーゼ ル燃料の精製及び粉石けんの製 造	【廃食油】 年5回 (公共施設を対象に消費 生活学習会が回収)	【廃食油】 年5回 (公共施設を対象に消費 生活学習会が回収)	廃食油、牛乳パック、紙パックの回収については、現況で未実施の永源寺町の廃食油と五個荘町の牛乳パック・紙パックを合併時まで回収を行い、合併後も引き継ぐものとする。回収方法等は、合併後2年以内に統一に向けて調整する。		
	【牛乳パック 随時 ・紙パック】 拠点回収(公共施設11箇 所)	【牛乳パック 随時 ・紙パック】 拠点回収(公共施設4箇 所、店舗4箇所)	【牛乳パック 該当なし ・紙パック】	【牛乳パック 月1回 ・紙パック】 ステーション回収	【牛乳パック 随時 ・紙パック】 拠点回収(役場)	【牛乳パック 随時 ・紙パック】 拠点回収(役場)			
【廃乾電池】 随時 拠点回収(公共施設27箇 所)	【廃乾電池】 月1回 ステーション回収 (コンテナ設置)	【廃乾電池】 年10回 各自治会の回収ボックス	【廃乾電池】 月1回 ステーション回収	【廃乾電池】 年2回 各自治会の回収ボックス	【廃乾電池】 年2回 各自治会の回収ボックス	廃乾電池の回収は、現行のとおりとする。			
			古紙回収における団体回収の日程は、団体間にて事前に調整の後、ごみカレンダーに掲載し住民への啓発と協力を求める。行政回収日程も団体回収を優先に調整する。	愛東町の資源回収は、7品目1種類を一定ルールに従って、指定回収日に各自治会の当番がステーションから町のストックヤードまで持ち込むもので、官民協働による「あいとうりサイクルシステム」を実施している。					

協議事項		生活環境事業		協定項目 No.	198
先 進 地 事 例					
新市名等	合併の方式	関係市町	調 整 方 針 (抜 粋)		
さいたま市	新設	浦和市 与野市 大宮市	ごみ処理事業については、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、市民サービスの低下を生じないよう再編するものとする。		
西東京市	新設	田無市 保谷市	当面、現行の内容を継続して実施する。ただし、収集区域、収集日、分別方法等については、新市に移行後基本方針を定める。		
甲賀地域合併協議会	新設	水口町 土山町 甲賀町 甲南町 信楽町	<p>ごみ処理については、資源循環型社会の構築に向けて可能な限りサイクルを推進します。</p> <p>家庭系ごみの収集回数、収集方法、分別方法等については、合併時に統一します。</p> <p>生ごみ処理容器及び生ごみ減量化機器購入に対する補助は、水口町の例によることとします。</p> <p>集団資源ごみ回収に対する補助は、合併時に廃止します。</p> <p>家電リサイクル法による特定家電製品の収集運搬手数料は、水口町の例によることとします。</p> <p>ごみ集積所設置補助は、水口町の例によることとします。</p>		
高島地域合併協議会	新設	マキノ町 今津町 安曇川町 高島町 新旭町	<p>粗大ごみ等の処分場直接搬入にかかる手数料については、新市発足後はそれぞれ合併前5町の例により徴収し、平成17年度において統一した手数料を徴収する方向で調整する。</p> <p>一般廃棄物の収集方法、収集区分、収集回数等については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後新市において調整する。</p> <p>生ごみ処理機購入補助制度については、新市発足後、平成16年度はそれぞれ合併前5町の補助制度を適用し、平成17年度からは安曇川町の制度を基本として統一する。</p> <p>資源ごみ集団回収補助については、新市発足後、平成16年年度はそれぞれ合併前5町の補助制度を適用し、平成17年度からは今津町の制度を基本として統一する。</p> <p>ステーション用ごみかご設置補助については、新市発足後はそれぞれ合併前5町の補助制度を適用し、平成17年度において、ごみかごの規格、補助金額等について調整する。</p>		
石部甲西合併協議会	新設	石部町 甲西町	環境にかかる計画については、新市において策定する。		

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会の調整方針

修正後

NO.4

協定項目番号		198		協定項目名		生活環境事業				
八日市市		永源寺町		五個荘町		愛東町		湖東町		調整の具体的な内容
資源ごみの収集・ごみの減量リサイクル推進体制	【アルミ缶】 該当なし (不燃ごみ回収にて対応)	【アルミ缶】 月1回 指定袋・ステーション回収	【アルミ缶】 月1回(夏季月2回) 指定袋・ステーション回収	【アルミ缶】 月1回 ステーション回収	【アルミ缶】 月1回 ステーション回収	【アルミ缶】 月1回 ステーション回収	【アルミ缶】 月1回 ステーション回収	資源回収システムについては、先進モデルにあいとりサイクルシステム及び五個荘町の古紙回収を位置づけ、新市において住民の理解を得ながら、慎重に検討し拡大を図っていく。 缶・トレイ・びん・ペットボトル・古紙・古布の回収は、合併後2年以内に統一に向けて調整する。		
	【スチール缶】 該当なし (不燃ごみ回収にて対応)	【スチール缶】 該当なし (不燃ごみ回収にて対応)	【スチール缶】 月1回(夏季月2回) 指定袋・ステーション回収 (缶は、アルミ・スチール缶混在で回収)	【スチール缶】 月1回 ステーション回収	【スチール缶】 月1回 ステーション回収	【スチール缶】 月1回 ステーション回収	【スチール缶】 月1回 ステーション回収 (缶は、アルミ・スチール缶混在で回収)			
	【トレイ】 該当なし	【トレイ】 該当なし	【トレイ】 該当なし	【トレイ】 月1回 ステーション回収	【トレイ】 月1回 ステーション回収	【トレイ】 該当なし	【トレイ】 該当なし			
	【びん】 月1回 指定袋・ステーション回収	【びん】 月1回 ステーション回収 (コンテナ設置)	【びん】 月1回(夏季月2回) 指定袋・ステーション回収	【びん】 月1回 ステーション回収 (コンテナ設置)	【びん】 月1回 ステーション回収 (コンテナ設置)	【びん】 月1回 ステーション回収 (コンテナ設置)	【びん】 月1回 ステーション回収 (コンテナ設置)			
	【ペットボトル】 月1回原則(年19~20回) 指定袋・ステーション回収	【ペットボトル】 月1回 ステーション回収 (ネット設置)	【ペットボトル】 月1回(夏季月2回) ステーション回収 (ネット設置)	【ペットボトル】 月1回 ステーション回収 (ネット設置)	【ペットボトル】 月1回 ステーション回収 (ネット設置)	【ペットボトル】 月1回 ステーション回収 (ネット設置)	【ペットボトル】 月1回 ステーション回収 (ネット設置)			
	【古紙】 行政 年6回 回収 品目別・ステーション回収 集団 各種団体による回収 回収 (推進補助金を交付)	【古紙】 行政 月1回 回収 品目別・ステーション回収 (古布含む) 集団 各種団体による回収 回収 (推進補助金:該当なし)	【古紙】 行政 月1回(品目別に隔月) 回収 品目別・ステーション回収 集団 年5回 回収 各種団体による戸別回収 (推進補助金を交付)	【古紙】 行政 該当なし 回収 集団 年2回 回収 各種団体による戸別回収 (推進補助金を交付)	【古紙】 行政 年4回 回収 各家庭で分別して回収場 所へ持参(古布含む) 1回/年 集団 各種団体による戸別回収 (推進補助金を交付)	【古紙】 行政 年4回 回収 各家庭で分別して回収場 所へ持参(古布含む) 1回/年 集団 各種団体による戸別回収 (推進補助金を交付)	古紙の行政回収は、新聞・チラシ・雑誌・段ボールの4品目とする。 なお、行政回収は団体回収活動の妨げにならないよう定期回収を行う。			
	【廃食油】 年1~2回 (地域婦人団体連合会) 月1回 (ボランティアグループ「しゃぼん玉」) ・再資源化方法:バイオディーゼル燃料の精製及び粉石けんの製造	【廃食油】 該当なし	【廃食油】 月1回 ステーション回収 ・再資源化方法:粉石けんの製造	【廃食油】 月1回 ステーション回収 ・再資源化方法:バイオディーゼル燃料の精製及び粉石けんの製造	【廃食油】 年5回 (公共施設を対象に消費生活学習会が回収)	【廃食油】 年5回 (公共施設を対象に消費生活学習会が回収)	廃食油、牛乳パック、紙パックの回収については、現況で未実施の永源寺町の廃食油と五個荘町の牛乳パック・紙パックを合併時まで回収を行い、合併後も引き継ぐものとする。回収方法等は、合併後2年以内に統一に向けて調整する。			
	【牛乳パック 随時 ・紙パック】 拠点回収(公共施設11箇所)	【牛乳パック 随時 ・紙パック】 拠点回収(公共施設4箇所、店舗4箇所)	【牛乳パック 該当なし ・紙パック】	【牛乳パック 月1回 ・紙パック】 ステーション回収	【牛乳パック 随時 ・紙パック】 拠点回収(役場)	【牛乳パック 随時 ・紙パック】 拠点回収(役場)	【牛乳パック 随時 ・紙パック】 拠点回収(役場)			
【廃乾電池】 随時 拠点回収(公共施設27箇所)	【廃乾電池】 月1回 ステーション回収 (コンテナ設置)	【廃乾電池】 年10回 各自治会の回収ボックス	【廃乾電池】 月1回 ステーション回収	【廃乾電池】 年2回 各自治会の回収ボックス	【廃乾電池】 年2回 各自治会の回収ボックス	廃乾電池の回収は、現行のとおりとする。				
		古紙回収における団体回収の日程は、団体間にて事前に調整の後、ごみカレンダーに掲載し住民への啓発と協力を求める。 行政回収日程も団体回収を優先に調整する。		愛東町の資源回収は、7品目11種類を一定ルールに従って、指定回収日に各自治会の当番がステーションから町のストックヤードまで持ち込むもので、官民協働による「あいとりサイクルシステム」を実施している。						

第3回協議会で提案した内容について、第4回協議会において委員より意見が出され、調整の具体的な内容を協議会席上において一部修正を行った。